

○武蔵村山市市民健康づくり推進要綱

昭和55年8月14日訓令（甲）第5号

改正

平成30年7月19日訓令甲第13号

武蔵村山市市民健康づくり推進要綱

市民の健康水準は、平均寿命の延伸に見られるように高められているが、一方、生活習慣や食習慣の乱れ、身体活動量の低下等による生活習慣病の増加が社会的に大きな問題となっている。

よって、市民一人一人が自分の健康を自ら守るというセルフメディケーションの基本概念の下、健康づくりに必要な望ましい生活習慣を身につけることが肝要であり、市民と行政が密着した総合的な「健康寿命の延伸・心身の健康の増進」を実現するため、この要綱を制定するものである。

（基本的推進項目）

第1条 市民の健康づくりのための基本的推進項目は、次の各号に掲げるとおりとし、逐次実施するものとする。

- （1）健康診査及び保健指導に関する事項
- （2）食生活及び栄養指導のための健康教育の推進に関する事項
- （3）健康づくりの普及及び啓発に関する事項
- （4）武蔵村山市健康増進計画・食育推進計画の推進並びに同計画の点検及び評価に関する事項
- （5）その他健康づくりのために必要な事項

（健康づくり推進協議会の設置）

第2条 市民の健康づくりに関する事項を審議するため、武蔵村山市市民健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 前項の協議会の組織及び運営については、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年8月15日から施行する。

附 則（平成30年7月19日訓令（甲）第13号）

この要綱は、公布の日から施行する。